

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案 新旧対照条文

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路の区域の決定等の公示）</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第四十七条の七の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（道路台帳）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断図）に記載して調製するものとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>（道路の区域の決定等の公示）</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第四十七条の六の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（道路台帳）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断図）に記載して調製するものとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>5・6 （略）</p>

(歩行安全改築の要請に係る様式)  
 第四条の十の二 法第四十七条の六第一項の規定による要請をし  
 ようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路  
 管理者に提出しなければならない。  
 一 三 (略)

(道路一体建物に関する協定の公示)  
 第四条の十一 法第四十七条の八第二項の規定による同条第一項  
 の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。  
 一 三 (略)

(道路保全立体区域の指定等の公示)  
 第四条の十二 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全  
 立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項  
 を縮尺千分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図に明示し  
 て行うものとする。  
 一・二 (略)

2 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の  
 指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うも  
 のとする。

様式第七 (第五条関係)

(表)  
 (略)

道路法抜すい  
 第四十六条  
 2 (略)  
 第七十一条  
 4 道路管理者 (第九十七条の二の規定により権限の委任)

(歩行安全改築の要請に係る様式)  
 第四条の十の二 法第四十七条の五第一項の規定による要請をし  
 ようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路  
 管理者に提出しなければならない。  
 一 三 (略)

(道路一体建物に関する協定の公示)  
 第四条の十一 法第四十七条の七第二項の規定による同条第一項  
 の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。  
 一 三 (略)

(道路保全立体区域の指定等の公示)  
 第四条の十二 法第四十七条の十第三項の規定による道路保全立  
 体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を  
 縮尺千分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図に明示して  
 行うものとする。  
 一・二 (略)

2 法第四十七条の十第三項の規定による道路保全立体区域の指  
 定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うも  
 のとする。

様式第七 (第五条関係)

(表)  
 (略)

道路法抜すい  
 第四十六条  
 2 (略)  
 第七十一条  
 4 道路管理者 (第九十七条の二の規定により権限の委任)

(裏)

を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分を違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6 (略)  
第九十一条

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

(裏)

を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分を違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6 (略)  
第九十一条

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

○車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（車両の幅等の基準）		
<p>第七条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 幅 二・五メートル以下</p> <p>二 重量 次に掲げる値以下</p> <p>イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値</p>		
車両の種類	総重量の基準	
<p>一 海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積替えを行わず輸出入時と同じ状態で積載されるものをいう。以下同じ。）の運送（以下「国際海上コンテナ運送」という。）の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車</p> <p>二 単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう</p>	四十四トン	<p>令第三条第二項に規定するバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、</p>

<p>。以下同じ。）及び連結車（前項に掲げるものを除く。）で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第一項に規定する最高限度をこえないもの</p>	<p>幌枠型のセミトラ連結車及びコンテナ又は自動車運搬用のセミトラ連結車並びにフルトラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両にあつては二十トン、その他の車両にあつては二十五トン</p>
<p>三 前二項に掲げるものの以外の車両</p>	<p>単車にあつては三十九トン、セミトラ連結車、フルトラ連結車及びダブルス（自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん引車及びその積載物の重量が自動車又は一台目の被けん引車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）にあつては四十四トン</p>
<p>ロ 軸重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けたものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン</p> <p>ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（</p>	

隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン

ニ 輪荷重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン

三 高さ 四・一メートル以下

四 長さ 次に掲げる値以下

イ 単車にあつては十二メートル

ロ セミトラレーラ連結車にあつては十七メートル

ハ フルトレーラ連結車にあつては十九メートル

ニ ダブルスにあつては二十一メートル

五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(道路の構造に関する情報)

第八条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報とする。

(立入検査の証明書)

第九条 法第七十二条の二第二項の証明書は、別記様式第三によるものとする。

様式第三

(表)

第	号
宣職	
氏名	

→

(新設)

(新設)

(新設)

道路法  
第72条の2第2項の立入検査員証

道路管理者 印

年 月 日 発 行

年 月 日 限り有効

九センチメートル

・五センチメートル

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

（裏）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第七十二条の二第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者



改 正 案	現 行
<p>（立体的区域を表示する図面の縮尺）</p> <p>第一条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）<u>第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の六の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</u></p> <p>一〜三 （略）</p>	<p>（立体的区域を表示する図面の縮尺）</p> <p>第一条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）<u>第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の五の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</u></p> <p>一〜三 （略）</p>